

豊議議第28 - 2号
令和3年7月20日

豊前市監査委員 初山 吉治 様

豊前市議会議長 爪 丸 裕 和
(議会事務局)

定期監査等の結果について(回答)

令和3年5月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 政務活動費について

令和2年度の政務活動費に関して、議会政務活動費の交付に関する条例、議会政務活動費の交付に関する規則及び使途基準実施細目に基づき概ね適正に処理されていた。

しかしながら、情報通信技術の急速な進化などにみられるように、地方議員の調査研究のために必要な経費も、時代とともに変化しており、政務活動費の交付対象を示した使途基準実施細目に関して、定期的な見直しを行い、使途の透明性を一層高めつつ、更に適正な事務処理を行われたい。

【措置内容】

政務活動費は、別に使途基準を定めており、この基準に基づいて調査研究活動に要する経費に充てるため、各議員はこの基準に従い、政務活動費を使用しています。今回ご指摘の部分については、使途基準の見直しを行い周知したところではあります。

政務活動費については、市政に関する調査研究活動に資するために公費から支出されているという点を踏まえ、市民から誤解を招くような支出を避け、政務活動費の使途に当たっては、透明性を一層高め、今後の市政発展に活かせるよう、全議員に徹底してまいります。

2. 契約事務について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項がないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。

【措置内容】

契約事務に関しては、前回の監査でも同様の指摘がなされていたが、一部契約書において不備があった。令和 3 年度の契約からは、契約保証金を免除する場合の財務規則第 116 条該当条項と、同規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項を盛り込んでいるところです。